



令和8年3月9日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和8年2月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者3者(3営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 竹藪

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和8年2月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和8年2月9日	一般乗合 (乗合バス)	土佐市観光有限会社 (法人番号6490002009654) 本社営業所	高知	・輸送施設の使用停止(20日車) ・文書警告	別添 ①
令和8年2月18日	一般乗合 (乗合バス)	四国高速バス株式会社 (法人番号5470001001821) 高松営業所	香川	・文書警告	別添 ②
令和8年2月19日	一般乗用 (タクシー)	有限会社城北タクシー (法人番号1500002003503) 本社営業所	愛媛	・輸送施設の使用停止(110日車) ・文書警告	別添 ③

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年2月9日
事業者の氏名又は名称	土佐市観光有限会社(法人番号6490002009654) (代表者 笹岡希吉)
事業者の住所	高知県土佐市高岡町乙2670番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県土佐市高岡町乙2670番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第16条第1項(法第15条の3第1項、第2項準用)、法第27条第3項、法第95条
違反行為の概要	<p>令和7年7月4日に高岡営業所停留所発高知リハビリ専門職大学行きの乗合バスの運行において、始発停留所とは異なる高岡高校通停留所から運行を開始したとの報告を受け、令和7年8月21日に監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業計画(運行計画)に定めるところに従い、その業務を行っていないこと(道路運送法第16条第1項) (2)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第2条第3項) (3)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (6)行き先及び運行系統を車体に表示していなかったこと(道路運送法第95条)</p>
当該違反点数	2点
事業者累積違反点数	2点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年2月18日
事業者の氏名又は名称	四国高速バス株式会社(法人番号5470001001821) (代表者 宮成志津江)
事業者の住所	香川県高松市郷東町字東新開176番地
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県高松市郷東町字東新開176番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和8年2月4日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項) (2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第4項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年2月19日
事業者の氏名又は名称	有限会社城北タクシー(法人番号1500002003503)(代表者 友石晃由)
事業者の住所	愛媛県松山市和気町1丁目673-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市和気町1丁目673-5, 675-5
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第25条、法第27条第3項、タクシー業務適正化特別措置法第15条
違反行為の概要	<p>二種免許の資格を失効した運転者が乗務していたとの報告を受け令和6年11月12日及び同年12月9日に監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等の要件を満たさない者が事業用自動車を運転していたこと(法第25条) (2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (4)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (5)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項) (6)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (8)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (9)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項) (10)タクシー運転者証の記載事項の訂正を受けていなかったこと(タクシー業務適正化特別措置法第15条)</p>
当該違反点数	11点
事業者累積違反点数	11点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。